社会福祉法人多度津町社会福祉協議会　理事、監事及び評議員報酬等支給基準

社会福祉法人多度津町社会福祉協議会　理事、監事及び評議員報酬等支給基準は、定款第１０条（評議員の報酬等）及び第２５条（役員の報酬等）の定めに従い、法人の理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給について次のとおり定めるものである。

記

理事　　　無報酬

監事　　　無報酬

評議員　　無報酬